

◇和木町提供サービス

令和6年9月1日現在

- ・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	税務課 0827-52-2193	同一世帯であること（同居も可）
2	税金等の納付書の再発行	パートナーの町税に関する納付書の再発行ができる		○	税務課 0827-52-2193	
3	納税に関する相談	パートナーの町税の納付に関する相談ができる		○	税務課 0827-52-2193	
4	町税の口座振替に関する届け出	パートナーを口座名義人とする口座振替の受付ができる		○	税務課 0827-52-2193	
5	町税の還付金の受け取りに関する届け出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる		○	税務課 0827-52-2193	
6	納税証明書の発行申請	パートナーによる代理申請ができる		○	税務課 0827-52-2193	
7	町民税申告	同一世帯であれば、同一世帯の親族とみなす。		○	税務課 0827-52-2193	
8	育児相談	妊娠・出産・子育てについての相談		○	保健相談センター 0827-52-7290	
9	産婦健診	出産後間もないお母さんのからだところの健康状態の確認		○	保健相談センター 0827-52-7290	
10	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	保健相談センター 0827-52-7290	
11	パパママスクール	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習		○	保健相談センター 0827-52-7290	
12	育児学級	パートナーと一緒に身体計測・育児相談ができる		○	保健相談センター 0827-52-7290	
13	離乳食学級	パートナーと一緒に離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習できる		○	保健相談センター 0827-52-7290	
14	風しん予防接種費用の一部助成申請	風しんの抗体価が低い方の予防接種費用の一部を助成	◎		保健相談センター 0827-52-7290	
15	死亡届の届け出	パートナーによる届出が可能		○	住民サービス課 0827-52-2194	
16	火葬・埋葬許可申請	火葬にかかる火葬場の使用許可申請が可能		○	住民サービス課 0827-52-2194	
17	町営墓地の使用申込	パートナーの焼骨を埋蔵するための使用申請が可能		○	住民サービス課 0827-52-2194	
18	就学・教育相談	パートナーも特別な配慮が必要な児童生徒の就学や教育に関する相談が可能		○	教育委員会事務局 0827-53-3123	